

令和6年第3回邑楽町議会定例会議事日程第4号

令和6年9月12日（木曜日） 午前10時開議

邑楽町議会議場

- 第 1 認定第1号 令和5年度邑楽町一般会計歳入歳出決算認定について
- 第 2 認定第2号 令和5年度邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 3 認定第3号 令和5年度邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 4 認定第4号 令和5年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
- 第 5 認定第5号 令和5年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○出席議員（１４名）

１番	山 本 裕 子	議員	２番	三ツ村 由 紀	議員
３番	武 井 清 二	議員	４番	新 村 貴 紀	議員
５番	神 山 均	議員	６番	蟹 和 孝 一	議員
７番	佐 藤 富 代	議員	８番	小久保 隆 光	議員
９番	黒 田 重 利	議員	１０番	瀬 山 登	議員
１１番	松 島 茂 喜	議員	１２番	塩 井 早 苗	議員
１３番	原 義 裕	議員	１４番	松 村 潤	議員

○欠席議員（なし）

○地方自治法第１２１条により説明のため出席した者の職氏名

橋 本 光 規	町 長
関 口 春 彦	副 町 長
小 林 淳 一	教 育 長
石 原 光 浩	総 務 課 長
齊 藤 順 一	財 政 課 長
小 沼 勇 人	企 画 課 長
横 山 淳 一	税 務 課 長
山 口 哲 也	住 民 保 険 課 長
金 子 佐 知 枝	福 祉 介 護 課 長
田 中 敏 明	健 康 づ くり 課 長
川 島 隆 史	子 ども 支 援 課 長
金 井 孝 浩	農 業 振 興 課 長 兼 農 業 委 員 会 長 事 務 局 長
石 原 薫	建 設 環 境 課 長
新 島 輝 之	都 市 計 画 課 長
野 中 和 也	会 計 管 理 者 兼 会 計 課 長
松 崎 澄 子	学 校 教 育 課 長
藤 田 和 良	生 涯 学 習 課 長
高 澤 透	監 査 委 員

○職務のため議場に出席した者の職氏名

中	繁	正	浩	事	務	局	長
秋	元	智	美	書			記

◎開議の宣告

○黒田重利議長 これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、配付したとおりであります。

〔午前 10 時 00 分 開議〕

◎日程第 1 認定第 1 号 令和 5 年度呂宋町一般会計歳入歳出決算認定について

○黒田重利議長 日程第 1、認定第 1 号 令和 5 年度呂宋町一般会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより逐条質疑に入ります。

まず、一般会計の歳入全款について質疑を行います。

決算書では47ページまでであります。

質疑ありませんか。

松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 決算書の15ページなのですが、1 款 1 項 1 目 2 節滞納繰越分ということで、町民税の個人分の滞納内容についてお尋ねをいたします。

滞納繰越分の収入済額が1,877万2,166円になっておりますが、これは例えば強制徴収とか分納だとか大変ご苦勞があったと思いますが、具体的にはどのような徴収努力をされたのかお伺いいたします。

○黒田重利議長 横山税務課長。

○横山淳一税務課長 お答えをいたします。

税務課におきましては、収納対策係の 4 名の体制で町税等の納税相談、滞納処分等の事務を行っておるところでございます。ご質問の町民税、個人の滞納繰越分、収入済額1,877万2,166円の納付の状況につきましては、納税者の自主的な納付が大半を占めておる状況でございます。その主な内訳でございますが、滞納繰越となった令和 4 年度分の納付の額が804万8,737円、次いで令和 3 年度の335万4,295円、令和 2 年度158万8,320円、こちら 3 か年度合わせまして約1,300万円ほどの収入済額となりまして、約 7 割ほどを占めている状況になります。

税務課におきましては、納期限を過ぎても納付のない方に対しまして、まずは督促状、次いで催告書などによります文書による納付を促しているところでございます。その通知によりまして、多くの方は自主的に納付をいただいておりますという状況にあります。自主的に納付がされない方につきましては、封書によりまして、滞納の額の明細と共に催告書を送付いたしまして、納付の納税相談にご来庁いただきますようご案内をしているところでございます。来庁いただいた方につきましては、早期に完納となりますよう納税計画を個別に相談の上、対応しておる状況にあります。

また、来庁依頼に応じない方につきましては、法の規定に基づきまして、財産等の調査を行いまして、一定の財産や収入が確認できた場合は、差押え等の強制徴収の手続を行うことになります。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 早期に完納できるように、納税計画などの相談に乗っているということですが、時には差押えも行くと、このようなことでありますけれども、その差押えや分納等のケースについて教えていただければありがたいのですけれども。

○黒田重利議長 横山税務課長。

○横山淳一税務課長 お答えをいたします。

町民税におきます差押えの件数にありましては、令和5年度につきましては133件でございました。内訳につきましては、給与が63件、預貯金49件、所得税の還付金19件、年金が2件という内容でございます。

また、分納されている方の人数につきましては、町民税のみということで、件数の把握はしてございません。町民税以外の税についても分納の対象としておりますことから、全体の件数といたしましては、およそ300件程度ということになります。よろしくお願いいたします。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 いろいろ努力されて徴収をしているということが分かりました。

では、不納欠損に関してなのですけれども、379万7,344円と計上されていますが、この379万7,344円はどのような背景があってこのような数字になったのかお伺いいたします。

○黒田重利議長 横山税務課長。

○横山淳一税務課長 お答えをいたします。

不納欠損につきましては、会計上の処理を行うというものでございまして、当該年度中に何らかの理由で納めていただくことができずに、今後も納付される見込みがないものに対しまして、徴収できないことを決定するということを不納欠損の処分といたしております。この処分の判断につきましては、地方税法の規定に基づいて行っておるところでございます。まず、地方税法第15条の7第4項におきましては、滞納処分の執行停止から3年間継続したときと規定をされてございます。具体的には、滞納処分する財産がない場合、生活保護の適用を受けまして支払い能力や財産がない場合ということになります。

次いで、同条の第5項におきましては、滞納処分の執行停止に係る即時消滅といたしまして、滞納処分の執行停止をした場合に、相続人がいない場合でありますとか、外国人の方が滞納したまま帰国をしてしまいまして、再入国の見込みがないと、徴収することができないことが明らかになったときなどが該当いたします。

次いで、地方税法の第18条におきましては、地方税の時効消滅が規定をされてございます。消滅

時効の要件といたしまして、法定納期限等の翌日から起算をいたしまして、5年間その行使がないという場合が該当になります。

ご質問の町民税における不納欠損額379万7,344円につきましては、まず先ほどの地方税法第15条の7第4項の滞納処分の執行停止から3年経過に係るものにつきましては、68件、281万3,368円、次いで同条第5項の即時欠損におきましては、3件、29万29円、次いで地方税法第18条の時効の消滅におきましては、27件、69万3,947円で行いました。それぞれ個別に調査を行いました上で、法の規定に該当することになった場合におきましては、長の決裁の上、不納欠損処理を行うことになってございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 松村潤議員。

○14番 松村 潤議員 詳細にわたってのご答弁ありがとうございました。

まとめますが、今回の納税につきましてお尋ねしたのは、町民の一人の声として、町民税あるいは税金は払わなくてはならないけれども、払いたくないよねと、そんなようなところからお尋ねをさせていただきました。これからも納税者側に立って懇切丁寧に対応していただいて、分納等無理のない方法で納税していただきますよう、そうあってほしいと思いますので、よろしくお願いいたしますと思います。

それから、不納欠損につきましては、限りなくゼロに近づけていく、少しでも減らす方向になりますようお願い申し上げまして、質疑を終わります。ありがとうございました。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 進行してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 次に、歳出の第1款議会費、第2款総務費、第3款民生費について質疑を行います。

決算書では48ページから95ページまでとなります。

質疑ありませんか。

神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、50ページ、51ページをお願いしたいと思います。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費の備考欄でございますが、職員研修事業です。その中の職員研修委託料及び負担金の内訳、そしてそのほかに研修等行っている事案があれば、一緒に説明してください。

○黒田重利議長 石原総務課長。

○石原光浩総務課長 お答えをいたします。

職員研修事業についてですが、職員研修委託料の内訳としましては、株式会社日本マネジメント

協会に委託をし、令和6年1月10日に専任講師を招いて実施をいたしました。管理職向けのメンタルヘルスケア研修及び第一法規株式会社に委託し、令和5年12月1日から令和6年2月29日に実施をしました法制執務基礎研修となっております。こちらが内訳となります。

また、職員研修負担金の内訳につきましては、館林市邑楽郡の1市5町で実施をしております地域課題合同職員研修の町の負担分、またそれと防災担当職員が受講しました住家被害認定調査研修会の受講料となっております。

そして、またその他の研修としますと、主に群馬県自治研修センターや群馬県町村会が実施をしております新任の管理職、また中堅職員、新規採用職員などの階層別の研修、また県及び市町村職員が連携して能力の向上を図るための合同研修、また職場内研修としまして、令和5年度については、公文書管理に関する研修や応急手当講習などを実施をさせていただいております。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。職員研修につきましては、入職してから定年まで計画的、そして継続的な研修というのが必須であると、私的には考えております。

また、以前にも申し上げましたが、職員はこの役場庁舎だけの勤務経験ではなくて、例えば公民館や給食センター等、そして県等への派遣も必要ではないかというふうにも考えております。さらに、民間企業への一定期間の研修など、幅広い研修制度というのもあっていいのではないかと考えております。新しいものに会い、いろいろと吸収するものがあり、その経験が後の大きな財産になるのではと考えております。職員一人一人の人材育成をさらにしっかりと行い、町の大きな柱へと成長を願う者の一人として、職員研修の充実、強化を引き続きお願いをしたいと思います。

それでは、また質問させていただきますが、66ページ、69ページまででございますが、2款総務費、4項選挙費、4目町長選挙費、5目町議会議員選挙費です。4目の町長選挙費を例に挙げて、前回選挙と比較した経費の実績額等についてご説明ください。

○黒田重利議長 石原総務課長。

○石原光浩総務課長 お答えをいたします。

町長選挙費についてになりますが、令和5年度に行われました選挙から選挙公営制度が拡大をされて、選挙運動用の自動車の使用、選挙運動用ビラの作成、選挙運動用ポスターの作成が公費負担となったため、前回の令和元年度の町長選挙と比べますと、選挙費総額では約37万円の増額となっております。この選挙公営費を除いた額につきましては、令和4年度から共通投票所の導入によりまして投票所が集約されたことから、ポスター掲示場に係る経費、また投票立会人に係る経費、投票所事務従事者に係る経費が削減をされております。しかし、共通投票所に係ります経費としまして、新たに各投票所をオンライン回線で接続する回線利用料、また投票所集約に伴う移動支援としまして、福祉タクシー券の経費などが新しく発生をしております。選挙公営費を除いた町長選挙

の総額の経費としましては、令和元年度の町長選挙費と比較をさせていただきますと、約89万円の減額となっております。

以上でございます。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 ありがとうございます。

ただいま共通投票所の導入というお話がありましたが、令和4年に邑楽町の投票区、投票所の見直しが行われて以降、町長選挙としては初めての選挙だったというように思います。この見直しによって、投票所が遠くなったなどの高齢者等の投票機会の確保が課題でもありますので、引き続き必要な改善をお願いしたいと思います。

以上です。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。

原義裕議員。

○13番 原 義裕議員 36ページの基金繰入金についてお聞きいたします。

過去、財政調整基金繰入金、減債基金繰入金等々があるわけですが、これの総額を聞きたいと思っていますので、よろしくをお願いしたいと思います。

○黒田重利議長 原議員に申し上げます。

今の歳入に入るのであると、先ほど歳入の……

〔何事か呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 よろしいですか。

○13番 原 義裕議員 はい。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 3款の83ページの保育士等派遣委託料について年々増えていますが、その件についてご説明願います。

川島子ども支援課長。

○川島隆史子ども支援課長 答えいたします。

派遣委託料につきましては、令和5年度実績では8,761万704円で、令和4年度と比較して、約2,280万円の増額となっております。派遣人数が増えておりますけれども、令和5年度は派遣単価の改正もありましたので、その分の増額も加味してございます。近年は、特に保育の需要が高まり、保育士等が不足し、また保育士等の中には派遣の形態で働き方を希望する方もおられることもあり、職員の派遣をお願いしているところもございます。今後、会計年度任用職員の採用につきましても、年度当初にできるだけ保育士等を確保できるように、募集の際に雇用条件などをPRしていきたいと考えております。あわせて、ご質問の派遣委託料につきましても、増額部分について今後の新年度予算、その後の状況を引き続き注視していきたいと思っております。

以上でございます。

○黒田重利議長 新村貴紀議員。

○4番 新村貴紀議員 ありがとうございます。

保育士も見つけるのは大変だということですが、そもそも労働者派遣法が成立したときの背景ですけれども、多様な労働力需給システムを求める機運が高まったということもありました。ただ、その中で正規雇用社員の雇用、こちらで言うと公務員の職員になりますけれども、直接雇用を脅かすような存在にしないということが大前提でスタートされております。残念なことながら、今条文の多様化のほうのお話がどんどん、どんどん一般的になっていまして、直接雇用のほうがなかなか話されない状態になっております。

本日、東京新聞もネット版で掲載しておりまして、会計年度任用職員ですけれども、やっぱり350万円、全体的に平均ではそれぐらいしかないということと、あと毎年雇用の契約になるので、どきどきしていると。そのときに雇用を切られるのではないかとということでどきどきしている。あと内容によっては、アンケート調査の中を見ますと、希望的に辞めたというよりも、契約を解除されたというパターンが多いというふうに記載されております。こういうことも踏まえまして、今後いろいろと検討していただきたいと思います。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。

瀬山登議員。

○10番 瀬山 登議員 2款総務費、行政実績報告書では32ページ、公共路線バスの運行について質問いたします。

令和4年4月から運行されています篠塚地域と中野地域、狸塚地域の一部、右回りと左回りの2路線が、令和5年度実績では1年間の延べ輸送人数が4,035人でした。運行业者に、町が補助金として1,436万35円支出しています。単純に費用から人数で割ると、1人1回3,559円の補助になります。ほかに町が執行している福祉タクシー補助金では、1人400円、1回400円と比較すると約9倍になります。これをコストパフォーマンスをどのように思うか、担当課長にお伺いいたします。

○黒田重利議長 小沼企画課長。

○小沼勇人企画課長 お答えをいたします。

議員おっしゃるとおり、公共バスの路線の費用対効果につきましては、決して高い事業ではないということは、町も当然認識をしております。この間、ただいま議員おっしゃったとおり令和4年10月から、それまでの館林市、太田市のほうへつなぐ広域2路線から町内循環線へと切替えをいたしました。この大きな要因の一つとして、東武小泉線のサービス水準の維持というものもございました。今までどおり、館林市、太田市、東武小泉線と同じ路線を走ってしまうと、どちらもいい影響が出ないということもありまして、町外へは鉄道で、そしてその駅へつなぐ路線として町内循環線へという形で切替えを行ってきました。

また、この切替えに伴いまして、町だけの判断ではなく、館林都市圏を構成する館林市外四町地域公共交通会議の議決により決定されたものでもあります。まだ切替えから２年という現段階におきましては、町といたしましてもこの町内循環線をより一層周知の強化、そしてまた町民の方が乗ってみたいくなるようなこちらとしても調査研究をしていきながら、また補助金につきましても、抑えられる部分は抑えていくという形で今後も取り組んでいきたいと思っておりますので、ご理解のほどよろしくお願いをいたします。

以上でございます。

○黒田重利議長 瀬山登議員。

○10番 瀬山 登議員 意味はよく分かるのですが、そもそもこの公共バスについては、交通弱者の移動手段として広域で最初スタートしたわけです。今、令和６年度も今の邑楽町全体から考えると、ほんの一部の運行だけで、町全体の端から端までの交通弱者の効果には大変薄いと思っています。効果になっていないと思っています。ですから、令和６年度も同様に執行されていますが、今後町としては交通弱者のため、デマンドバス導入など見直しの検討があるか、町長の考えをお聞きいたします。

○黒田重利議長 橋本町長。

○橋本光規町長 お答えしたいと思います。

公共交通につきましては、邑楽町が平成14年と、それから平成17年頃だったと思いますけれども、さきの館林市に行く路線、それから太田市に行く路線と２路線を導入して、長らく同じように利用者の低迷、それから町の持ち出しの負担金もずっと変わらないという状況が続きました。そうしたことから、令和４年の途中に今のような循環線の形に見直したと。その理由の一つとしては、東武小泉線の利用者が落ちていることから、そこの維持も考えて循環線に見直しをしたというのは、先ほど担当課長が答弁したところです。

しかしながら、以前の路線もそうですし、今の循環線もそうですけれども、必ずしも全ての町民をカバーしているわけではありません。比較的住民の人口密度の高いところを効率的に回るようにはしていますけれども、しかしながら費用対効果としては、決して高いものになっていないというふうになっています。今後さらに高齢化が加速して、交通弱者が増えることを鑑みれば、議員がおっしゃるように、デマンド交通というのも以前から指摘されているところでありますので、今後また館林市外四町地域公共交通会議等の席上によりまして、邑楽町にとってどのような交通体系が望ましいのか、さらに議論を深めていく必要があると、現在そのように認識をしております。

○黒田重利議長 瀬山登議員。

○10番 瀬山 登議員 交通弱者のための公共バスですので、できるだけ町全体に影響が出るように、補助ができるようにいろいろ考えて、いい施策をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。要望して終わります。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。

武井清二議員。

○3番 武井清二議員 50ページ、51ページの総務費の備考欄の下から2番目、職員ストレスチェック委託料34万7,512円とあります。この詳細をお聞きしたいのですけれども、まずこれは同じ業者に毎年頼んでいるのか。それから、その結果をどのように処理して、どのように活用されているのかをお聞きします。

○黒田重利議長 石原総務課長。

○石原光浩総務課長 お答えをいたします。

毎年同じ業者に委託をしているかということにつきましては、昨年度ですが、昨年度の委託先については、株式会社IMAGINEということになっております。また、今年度になりますが、今年度実施をする業者についてはまた別の業者ということで、こちらについては入札をかけますので、そちらで落札をされた業者に委託をしているということになります。

また、このストレスチェックの結果についてになりますが、こちらについては高ストレスの方等については、産業医を受診をする、あるいは県等で行っております群馬県市町村職員共済組合ですか、そちら等へ相談をさせていただいて、高ストレス者のケアについて委託をしている、お願いをしているという状況となっております。

以上でございます。

○黒田重利議長 武井清二議員。

○3番 武井清二議員 そうしますと、個人レベルでそういったストレスがあるかないかのチェックをして、その対応されているということになると思いますが、例えば部署ごととか課ごとによって、ストレスを抱えているところが多いとか、全体的に考えてここは比較的残業が多いとか、それに対して影響があるとか、そういう全体的にもその結果で分かると思うのですけれども、その対応をどうするかというのが、個人レベルでもそうなのですが、全体的にどこに問題があるかというのは、その結果を見れば大体分かると思うのです。

そこでどう対応するかということが大事になってくると思ひまして、そこをただ単に忙しいから人数を増やそうとか、そういう対応の仕方で行ってきたところもあるかもしれないですけれども、今後やはり何度も言われています業務の効率化、あとは今までの業務フローがちゃんとしっかりそれが正しくできているのか、もっとうまくやり方を変えていけば、一人一人の負担が減っていくのではないかと、そういった全体的なところを、せっかく高額なお金をかけてストレスチェックをされていますので、全体的になるべく経費のかからない効率化を図って、一人一人の職員の方々の負担を減らしていただきたいと思ひます。

それと、もう一つ質問があります。今度は58、59ページの備考欄の町制施行55周年記念事業の一環になると思ひますが、行政実績報告書のほうの町制施行55周年記念事業に関わる映像制作で、26万

6,200円をかけて映像を制作しているということなのですから、これはまずどのぐらいの長さの動画なのか、それとどこに公開されているのかをお聞きします。

○黒田重利議長 小沼企画課長。

○小沼勇人企画課長 お答えをいたします。

この映像につきましては、ケーブルテレビ株式会社のほうに委託をいたしまして、アップのほうは、今ユーチューブのほうにアップをしているという状況でございます。

以上でございます。

○黒田重利議長 武井清二議員。

○3番 武井清二議員 ユーチューブのほうの動画は、私も拝見させていただきまして、ケーブルテレビ株式会社に26万6,200円をお支払いして作った動画になっていると思いますが、動画の長さ的にたしか6分ぐらいだったと思うのです。すごく短い動画でした。内容を見てみたら、十分企画課の撮影の担当の方が作れてしまうような動画だったのです。ですから、この26万6,200円を支払って作る動画の長さでもないですし、企画課の撮影担当ができてしまうようなものだったので、まずは26万円もかけるのでしたら、プロにお願いするわけですから、どんなイメージを町は動画にしたのかというのを、まずそこに近づけてイメージを伝えて、それを指示していくという、そこが重要になってくると思います。多分この金額ですと、あの動画はちょっとコストパフォーマンス的にもよくないですし、これは税金のことを考えたら、企画課の担当の方が作ったほうがよかったのではないかと考えています。

ですので、こういうところが本当に細々としていますが、大事な税金なので、支払う前からよく考えて、お金の使い道をしっかりと予定を立ててやっていただきたい。そこはあまり委託業者に付度するという、それも意味がありませんので、大事な税金になりますから、しっかりその使い道というのは質まで考えて使っていただければと思います。

以上です。

○黒田重利議長 佐藤富代議員。

○7番 佐藤富代議員 決算書の82ページ、先ほど保育士等の派遣業務委託料について質問がありました。その内容については理解いたしました。保育士の不足分を派遣職員で補っている。保育基準を満たすということでは、子どもも保護者も、また町民にとってもとてもありがたいことです。

担当者にお聞きいたします。保育士がいろんな働き方をしております。正規職員、会計年度任用職員、派遣職員、それぞれ給料も違う、勤務時間も違う、残業もできない等様々です。また、保育士の教育背景、経験年数も様々です。そうした中で、やはり保護者や町民が求めるのは、保育の質、いわゆる安心して我が子を預けられる、そういった保育園であり、こども園である、そういったことを望んでいると思います。様々な働き方の中で、その保育の質を担保する、そういった上での課題は何かありますでしょうか。

○黒田重利議長 川島子ども支援課長。

○川島隆史子ども支援課長 お答えいたします。

保育の質を担保するということなのですが、基本的には職員の研修、モチベーションを高めるような研究、また先輩保育士との連携といたしますか、先輩保育士からのフォローアップ、その辺を特に重要視、今後も重要視していければと考えております。

また、正規職員、会計年度、派遣職員、いろいろな働き方がある中で、その辺の比率的なものはなかなか一概には難しいところもありますけれども、その辺も園のバランス等を考慮して、今後も注視していきたいと考えております。

以上です。

○黒田重利議長 佐藤富代議員。

○7番 佐藤富代議員 ありがとうございます。研修とかOJT、そうした中で補っていくというようなお話でしたけれども、保育士というのは、やはり子どもの、対象の個別性とか保護者との関係性、ですから保育士の人間性とかキャリア、そうしたものが問われる現場であると思います。保育士の職務満足度が子どもや保護者の満足度を高め、すなわち幼児教育の向上につながると考えます。ぜひ保育士が生き生きと働ける環境整備、また教育的支援、処遇改善等について、さらなる検討をお願いしたいというふうに思っております。

こういった保育士の働く環境整備、教育的支援、また処遇改善等について、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

○黒田重利議長 橋本町長。

○橋本光規町長 お答えしたいと思います。

基本的には正規職員につきましては、人事院勧告制度に基づきまして一般職員と同じように、処遇については見直しを毎年勧告に従ってされているというふうに認識しておりますので、特段邑楽町が他市町村に劣っているとか、そういうことはないというふうに考えております。また、会計年度任用職員についても同様であります。そういったことから、邑楽町が保育の質が欠けることのないように、今後もその処遇については、他市町村に劣ることがないように対応はしていきたいと考えております。

以上です。

○黒田重利議長 佐藤富代議員。

○7番 佐藤富代議員 ありがとうございます。ぜひ保育士が安心して働ける、そういった職場環境、やはり職場の人間関係等、非常に重要であるというふうに思っております。そして、そういったことが子どもたちが安心できる、保護者も安心できる、そうした方向で今後も検討をよろしくお願いいたします。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 進行してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 次に、第4款衛生費、第5款労働費、第6款農林水産業費について質疑を行います。

決算書では94ページから115ページまでとなります。

質疑ありませんか。

原義裕議員。

○13番 原 義裕議員 103ページの金額的には小さいのですが、地球にやさしい環境づくり事業126円計上されておるわけですが、この基金の積立金が今どのくらいあるのか、聞かせていただきたいと思います。

○黒田重利議長 関口副町長。

○関口春彦副町長 お答えいたします。

前年度末の決算、町の現在高といたしましては851万8,000円の金額でございます。

以上です。

○黒田重利議長 原義裕議員。

○13番 原 義裕議員 金額はそのように800万円あるということなのですが、実際にこの事業、今までにやった実績を教えてくださいたいと思います。

○黒田重利議長 石原建設環境課長。

○石原 薫建設環境課長 お答えいたします。

地球にやさしい環境づくり基金を使った事業を、実際は今のところには行っている状況はございません。

以上でございます。

○黒田重利議長 原義裕議員。

○13番 原 義裕議員 使ったことがないというふうなことであれば、この地球にやさしい環境づくり事業というのが必要ではないのではないかというふうに思います。これは、どこからの指示でこの事業を立てているのか、教えてくださいたいと思います。

○黒田重利議長 石原建設環境課長。

○石原 薫建設環境課長 お答えいたします。

この基金の立ち上がりのときの予算につきましては、現在手持ちの資料がございませんので、後で回答させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

○黒田重利議長 原義裕議員、まとめてください。

○13番 原 義裕議員 はい、分かりました。

このように訳の分からないもので850万円もあるというのは、不必要ではないかなと思います。

ぜひこのような事業を見直して、今後の町の事業に役立てていただければと思います。よろしくお願いします。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。

神山均議員。

○5番 神山 均議員 それでは、94ページ、95ページからの4款衛生費の不用額6,332万6,760円とありますが、主な内訳及びその理由を説明してください。

○黒田重利議長 関口副町長。

○関口春彦副町長 お答えいたします。

主な内容といたしましては、予防費におきましてコロナや一般予防接種等の委託費と、あと清掃費におきまして、一部事務組合の負担金が大きくあります。委託費につきましては、コロナにつきましては、国の補助事業で翌年度精算という形になっておりまして、当初予算のまま執行したと。ほかの一般の予防接種につきましても、年度末において医療機関等からの請求に基づくものでありまして、事前になかなか精算できなかったと。一部事務組合につきましても、精算の時期が補正予算の時期をちょっと過ぎていましたので、そのまま執行残という形になりました。以上、2点が大きなところでございます。

以上です。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 どうもありがとうございました。

本年度においても、この衛生費等の不用額の計上を減らすということはもちろんなのですが、一般会計歳出合計における不用額というのが、予算額を除いても3億円を超えています。令和4年度も同様です。当初や補正予算時の算定、積算等について、さらに精査する必要があると思いますが、いかがでしょうか。

○黒田重利議長 関口副町長。

○関口春彦副町長 お答えいたします。

できるだけ効率的、有効に予算を執行するという意味からも、不用額等の発生を抑えるというのは重要だと思っております。ここ数年の中でも令和5年度につきましては、繰越金の割合が多いという状況だったと思います。令和5年度につきましては、電気代とかガソリン代のようなエネルギー関係の単価が非常に動きまして、その辺についてのなかなか見込みができないということで、安全側に予算を持っているとか、そういったような要素もあったと思いますが、より一層年度当初、あるいは年度途中でも必要があれば予算の見直し等を行って、不用額の削減に努めていきたいと思っています。

以上です。

○黒田重利議長 神山均議員。

○5番 神山 均議員 特に3月補正時については、1月時点での見込みということで計上していると思うのですが、時々によっては算定が難しい事業項目というのもあると思うのです。そういう項目については別としても、必要な補正というのはしっかり今後もお願いをしたいと思います。

以上です。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 進行してもよろしいですか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 次に、第7款商工費、第8款土木費、第9款消防費について質疑を行います。

決算書では114ページから131ページまでとなります。

質疑ありませんか。

松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 決算書では115ページ、それから行政実績報告書では105ページになりますが、7款商工費の中の商工振興費、その中の商工団体育成支援事業ですが、商工会事業費補助金として1,097万円支出をしております。この金額はちょっと調べたところ、毎年、令和元年から私調べましたが、予算と同額の決算額、すなわち金額が1,097万円という金額で使われているということなのですけれども、5年間、普通であれば補助金ですから、当然毎年毎年その補助金を支出している中で、実際に使われた補助金額、そういったものには変化があって当然という認識あるのですけれども、5年間にわたり、先ほども申し上げましたが、予算額と、それから決算額がぴったり同額になっています。この理由について、まずお伺いをしたいと思います。

○黒田重利議長 関口副町長。

○関口春彦副町長 お答えいたします。

商工会への補助金につきましては、予算の範囲内で補助をするということで、補助の要綱の中で規定しております。毎年商工会よりその年度の事業予定を出していただきまして、その中で予算を執行していただいているという状況です。最終的には、決算でその確認を行って確定しているということです。毎年補助、この商工会の支出の中では、当初予定しました町の補助額についての執行を確認しておりますので、予算の上限で毎年予算額で補助を行っているという状況でございます。

以上です。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 今副町長おっしゃいました呂楽町商工会事業費補助金交付要綱、ここに記載されているとおりということだったのですけれども、その第2条の部分ですが、補助金の対象となる経費は商工会の運営及び商工会が行う別表に掲げる事業に要する経費のうち、町長が適当と認めたものとするというふうになっております。商工会のほうから事業計画を事前に提出していただい

て、それを町が精査し、それに対して補助金を支出しているということなのでしょうけれども、それではその支出した補助金が、ここの要綱にある事業内容と照らし合わせて、しっかりと適正に使われているかどうかのチェックというのはされているのでしょうか。されているとすれば、どなたが行っているのでしょうか。

○黒田重利議長 関口副町長。

○関口春彦副町長 お答えいたします。

商工会から各年度の、その年度の執行計画等に基づきまして、最終的な結果、事業実績報告が上がってきております。その中身を担当課のほうで精査いたしまして、町として確認して決定しております。

以上です。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 私が今お尋ねしたのは、そこまでの経過というか、経緯は分かったのですが、実際に支出した補助金の性質的なもの、性質的なものというのは、この要綱の中に掲載されている事業費、それが適正にその事業費に充てられているかどうかの監査、または審査をどなたが行っているのでしょうかと、やっているのであれば、そういったことをお尋ねしました。もう一回答えてもらっていいですか。もう3回目になってしまうので。

○黒田重利議長 関口副町長。

○関口春彦副町長 お答えします。

申し訳ありません。町に商工会から提出してもらう決算内容につきましては、適正に執行されているかどうかにつきましては、商工会においての会計の中で監査等行われております。また、それが町としての確認につきましては、必要な場合には町からの補助金でございますので、町の監査によって確認をするということも必要になってくると思います。

以上です。

○黒田重利議長 松島茂喜議員。

○11番 松島茂喜議員 いやしくも副町長は、商工会に2年間事務局長として行かれていたということですから。自分で決裁していたのでしょうか。それを何でまたはぐらかすような答弁をされるのか、私には理解ができませんが、いずれにいたしましても商工会に出しているこの1,097万円という補助金は、紛れもなく町民の血税です。そこから支出しているわけですから、その補助金がしっかりと商工会の中で適正に使われているかどうかの確認というのは、これはするべきだと思います。額面からしたって、1,097万円をそのまま商工会に渡して、ご自由にお使いくださいみたいな感じになってしまっているのではないですか、これでは。チェックしていないのでは。商工会の中でチェックするのは当たり前ですよ、それは。

でも、出している側の町側もチェックしなければいけないのではないのですか、これに関しては。

ほかに別に商工会に限らずですけれども、いろんな団体に補助金というものは出すでしょうけれども、出して終わりではなくて、当然それをチェックする役割が、また責任が行政側にはあるのだと思います。私も根拠のない話はいたしませんけれども、そういったチェックの甘さが、実際には商工会の事業費様々ありますけれども、町がこの補助金を支出するために、対象経費としてしっかりこの要綱にうたってある事業費以外に出ている場合もあるかもしれません。もう一度チェックし直して、補助金に関しても支出の方法や対象経費について、もう一度確認をし、訂正をし、精査する必要が私はあるのかと思っています。それはお願いになりますけれども、ぜひその辺はしっかりとチェックをしていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

以上です。

○黒田重利議長 ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 進行してもよろしいでしょうか。

〔「はい」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 次に、第10款教育費、第11款災害復旧費、第12款公債費、第13款諸支出金、第14款予備費について質疑を行います。

決算書では130ページから177ページまでとなります。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

ここで暫時休憩いたします。

〔午前11時01分 休憩〕

○黒田重利議長 休憩前に引き続き会議を開きます。

〔午前11時15分 再開〕

◎発言の申出

○黒田重利議長 質疑を再開する前に、原議員のほうから発言の申出がありましたので、許可いたします。

原義裕議員。

○13番 原 義裕議員 先ほど本会議中に携帯電話のベルが鳴ってしまいました。大変申し訳なく思います。今後このようなことのないように十分気をつけますので、よろしくお願いいたします。

○黒田重利議長 石原建設環境課長から発言の申出がありましたので、許可いたします。

石原建設環境課長。

○石原 薫建設環境課長 先ほど原議員のほうからご質問のありました呂楽町地球にやさしい環境づくり基金条例の関係になりますが、こちらの条例につきましては、平成10年のときに条例のほうを制定させていただいております。運用の目的としますと、呂楽町町民の快適な生活環境の維持、向上を推進するとともに、地球環境の保全に寄与する意識の高揚を図るため、呂楽町地球にやさしい環境づくり基金を設置しているものでございます。

こちらの基金のほうの使い方ですけれども、条例上1から4ございまして、町内の良好な自然環境を保全のため、事業財源に充てる、地球にやさしい環境づくりに関する知識の普及、啓発のための財源に充てる、環境保全活動に対する資材等の支援のための財源に充てる、またこちらの環境づくりのための目的を達成するために、町長が特に必要と認める事業に要する財源に充てるときということで、平成10年に658万円から基金のほうの設立をさせていただいております。

こちらの財源につきましては、一般財源という形で積立てを行いました。その中で、今現在はこちら基金のほうの利用実績ではないところなのですけれども、またこれからの事業立ての中で環境づくりの普及であったり、啓発事業のために使っていくことで検討していきたいと思っております。

以上でございます。

○黒田重利議長 これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

新村貴紀議員。

〔4番 新村貴紀議員登壇〕

○4番 新村貴紀議員 先ほど質問させていただきました保育士等派遣業務委託料に関しまして、反対討論をさせていただきます。

先ほどお話しさせていただきましたとおり、本来派遣というのは雇用の多目的化とかを目的としている部分と、あくまでもそれを障害しないようにということで、正規雇用を脅かす存在にはしないということを当初の目的として行っておりました。県内の民間保育園ではありますが、処遇や働く環境について、組合を通し経営側と協議し、働きやすい環境をつくることで、離職者が少ないという話を聞いておりまして、私組合活動のほうを協力しているものですから、保育士等の話を聞くと、やはりキャリアが身につくとか働きやすいところで、長年保育士としてそこで働いております。また、その保育園に関しましても、今まで、現在に関しまして、派遣事業者をお願いしたことはないということです。

この保育士という職業、年々成り手が少なくなってきております。そのために、どうしても派遣事業者をお願いするしかないと思いますが、少なくなっているということは、派遣会社も民間ですから、派遣料をどんどん、どんどん上げてくると思います。今後も上げてくると思います。供給と

のバランスでやはりそこは関係してきますので、呂楽町も今後派遣業に頼る分を少なくして、直接雇用ができるようにしていくことをしていけばと思いました。

決して派遣自体が、先ほど言ったように多目的な職業という自由化のところでつくられているところもありますから、決してそれが悪いとは言いませんが、呂楽町、先ほどお話ししたとおり、公的ではなく私立の保育園、民間の保育園でもそういうことができています。ということは、民間の保育園ですから、経営状態もかなり安定しているところですので、まず派遣業に頼まなくてもそういうことが可能でありますし、やっぱり民間の知恵というのを、これからどんどん呂楽町も取り入れていかなければいけないと思います。ほかの事業とかそういうのも必要だと思ひまして、今回反対討論させていただきました。

○黒田重利議長 ほかにありませんか。

原義裕議員。

〔13番 原 義裕議員登壇〕

○13番 原 義裕議員 認定第1号 令和5年度呂楽町一般会計歳入歳出決算認定について、賛成討論を行います。

自主財源である町税は前年度より増加し、1億2,647万8,000円増額の44億3,429万6,000円となりました。また、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等も加えられてはいますが、前年度と比較すると国庫支出金は減少し、14億216万6,000円となり、歳入総額に占める割合が0.6%減少の12.1%となっています。基金からの繰入金は、前年度より1億1,279万1,000円減額の7億2,139万5,000円となっております。

歳出総額の執行率は前年度より0.9%増加し、95.3%となりました。ほとんどの事業が年度内に完了しており、効率的に事業が行われたと思われます。主な事業の成果としましては、住民税非課税世帯等に対する給付金2億1,679万円の支給、住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金5,500万円の支給、子育て世帯に対するこども加算給付金1,330万円の支給などが、電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援事業、物価高騰対応給付金事業などで行われております。

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金等を活用した町独自の事業では、医療・介護・福祉施設等事業者物価高騰対策対応給付金事業で、応援給付金を618万円支給し、物価高騰により影響を受けた町民に対する対策等として、コハクペイ事業によりプレミアム付商品券を販売し、5億6,827万円が利用され、地域経済の活性化と消費の下支えを行いました。

原油価格・価格高騰対策支援事業として、商工会と連携し、店舗、工場等の施設において、エネルギー等の高騰を踏まえた事業効率化等に資する事業を支援し、支援金6,061万7,000円を交付しております。

生活基盤の整備では、鵜土地区画整理事業により1億7,416万円で事業が取り組まれ、推進が図られたほか、中央橋の橋梁補修工事や舗装補修工事の実施によりインフラの長寿命化の取組が行わ

れています。

呂楽南中学校改修事業繰越明許事業では、外壁等改修工事が1億3,497万円で行われ、生涯学習施設では図書館の照明器具更新工事を行うなど、施設の利用環境の改善を図りながら、計画的な事業実施により財政負担を抑制しています。

財政面では、実質公債比率は前年より0.1%上昇して6.8%ですが、早期健全化基準の25%に対して大きく下回っており、健全な財政が維持されています。

以上のとおり、令和5年度において堅実な財政運営が行われました。

今後は、人員不足や賃金と物価の好循環の実現の問題、不安定な為替相場や物価の急騰落などによる経済活動への悪影響、大雨や大地震等の災害の発生の懸念、地政学的リスクの高まりによる中東情勢の悪化、ロシアのウクライナ侵攻の長期化等、このような社会経済状況の変化を注視し、取り組んでいく必要があります。

今後も町民の生活を支える適正な行政運営により、町民が安心して暮らせるまちづくりを目指し、さらなる行政運営の効率化と行政サービスの充実に努力されるようお願いし、賛成討論といたします。

○黒田重利議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第1号 令和5年度呂楽町一般会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立多数〕

○黒田重利議長 起立多数。

よって、認定第1号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎日程第2 認定第2号 令和5年度呂楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算
認定について

○黒田重利議長 日程第2、認定第2号 令和5年度呂楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

小久保隆光議員。

〔 8 番 小久保隆光議員登壇〕

○ 8 番 小久保隆光議員 認定第 2 号 令和 5 年度 邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成討論を行います。

国民健康保険制度は、社会保障及び国民保険の向上に寄与することを目的に、被保険者の疾病、出産及び死亡などに関し必要な保険給付を行う医療保険制度で、国民皆保険体制の基礎となる制度として、地域医療の確保や町民の健康保持増進に大きく貢献しております。本町における令和 5 年度末の加入世帯数は 3,629 世帯であり、総世帯に占める加入率は 33.2% となっております。被保険者数 5,562 人で、総人口に占める加入率は 21.7% となっております。

令和 5 年度 邑楽町国民健康保険特別会計ですが、歳入のうち国民健康保険税は、前年度比 7% の減となっております。一方、歳出のうち歳出総額の 66.9% を占める保険給付費は、前年度比 3% の減となっております。また、収支差引額から歳入の繰越金を差し引いた単年度収支において、約 1,130 万円マイナスとなっております。国民健康保険財政は依然として厳しい状況であります。

今後も特定健診や保健指導など、医療費削減に向けた保健事業の充実や健康増進対策を行い、一層の国民健康保険財政の健全化を図り、持続可能な国民健康保険制度になるよう期待して本認定に賛成をいたします。

○黒田重利議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第 2 号 令和 5 年度 邑楽町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、認定第 2 号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎日程第 3 認定第 3 号 令和 5 年度 邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

○黒田重利議長 日程第 3、認定第 3 号 令和 5 年度 邑楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第3号 令和5年度呂楽町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、認定第3号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎日程第4 認定第4号 令和5年度呂楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定
について

○黒田重利議長 日程第4、認定第4号 令和5年度呂楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

松村潤議員。

〔14番 松村 潤議員登壇〕

○14番 松村 潤議員 認定第4号 令和5年度呂楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について賛成討論を行います。

全国的に高齢化が進む中、呂楽町においても令和5年度末の高齢化率は33.06%と、速いスピードで確実に上昇しています。要介護高齢者、認知症高齢者、ひとり暮らし高齢者などが着実に増える中で、介護保険制度は、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるための介護や生活支援などのサービスを受けることができる非常に重要な制度であります。

令和5年度は、第8期介護保険事業計画の最終年度でありました。地域包括ケアシステムの深化、推進と介護保険制度の持続可能性の確保が大きな方向性として示されています。事業の健全な運営の継続を図るとともに、制度の維持、発展のため、より利用者等のニーズに合った介護サービスの

提供を続けるとともに、地域支援事業における介護予防や在宅医療、介護連携等の取組、生活支援体制整備事業における地域づくりなど、地域の自主性や主体性に基づいた地域の特性に応じた施策の展開により、地域包括ケアシステムの構築へ向け、各事業のさらなる推進と充実を要望し、本認定に賛成いたします。

○黒田重利議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第4号 令和5年度邑楽町介護保険特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、認定第4号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎日程第5 認定第5号 令和5年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

○黒田重利議長 日程第5、認定第5号 令和5年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とします。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 質疑なしと認めます。

これにて質疑を終結します。

これより討論に入ります。討論ありませんか。

塩井早苗議員。

〔12番 塩井早苗議員登壇〕

○12番 塩井早苗議員 令和5年度邑楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算について、賛成の討論を行います。

令和5年度末の公共下水道の供用開始区域は、前年度から2ヘクタール増加し226ヘクタールとなりました。このことは、全体計画面積242ヘクタールの9割以上が整備されていることを示します。また、供用開始区域内の全人口に対し、実際に下水道へ接続している人口の割合も8割以上と、公共下水道に対する関係者のご理解の下、順調に推移しています。

人口減少化や施設老朽化などにより厳しい財政状況下ではありますが、地方公営企業法を適用し、

企業の性質を生かしながら、より一層の経営の効率化及び健全化を図ることを要望し、本認定に賛成いたします。

○黒田重利議長 ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○黒田重利議長 討論なしと認めます。

これにて討論を終結します。

これより認定第5号 令和5年度呂楽町下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを採決します。

本案は原案のとおり認定することに賛成の方は起立願います。

〔起立全員〕

○黒田重利議長 起立全員。

よって、認定第5号は原案のとおり認定することに決定しました。

◎散会の宣告

○黒田重利議長 以上で本日の日程は終了しました。

明日13日は午前10時から会議を開きます。

本日はこれにて散会いたします。

お疲れさまでした。

〔午前11時46分 散会〕